

「公益社団法人日本語教育学会の理念体系を考える」
プロジェクト報告 その2 :

学会の使命・学会像・全体目標・
中長期事業計画
(中間報告)

・ 使命・学会像・全体目標	p.1
・ 中長期事業計画	p.2
・ 事業の全体像	p.3
・ 全体目標及び中長期事業計画を策定する上でのねらい	p.5
・ 理念体系がめざしたもの	p.6
・ 理念体系の土台としたもの	p.8
・ 理念体系の構成	p.10

使命

人をつなぎ、社会をつくる

国・地域を越えて人々が移動する今日のグローバル社会においては、異なることばや文化を有する人々を隣人として捉え、相互に理解しあい、尊重することが大切です。お互いの文化や考え方、価値観に対して、柔軟で寛容な態度、適応力、対応の仕方などを身につけられるような、共生の場づくりがますます重要になってきています。ことばは、その共生の場づくりに、なくてはならないものです。

ことばの習得は、学習者と教師の双方にとって、異文化接触における自己イメージの創出や、自己表現、また新たな価値観の創造や受容とも関わり、全人格的な変容あるいは成長の過程と見ることができます。そうした双方向のやりとりを通じて、異文化間におけるコミュニケーション力は、獲得されていきます。すなわち、日本語教育は、学習者の日本語運用スキルの獲得に深く関係するのみならず、学習者を含む日本語話者が、お互いの文化や社会の行動および思考様式を理解したり、共感したりすることにも関わっています。

このような、多様化する社会や、そこで暮らす人々と密接に関係する学術研究と教育実践が、日本語教育学の領域であり、ことばのしくみ、ことばと文化、ことばと社会、ことばの習得など、広範囲の領域を基盤としています。なにより、ことばは、私たちが生きるための根源的な力です。日本語教育学会は、人の成長や、日本国内外の人と人をつなぎ、豊かな社会づくりにおいて大きな役割を果たすことが期待されています。

学会像

共に集い、行動する学会

全体目標

日本語教育の学術研究を牽引し、研究者を育成する

日本語教育の実践の創造と深化を共有し、実践者の育成を図って、学習環境を整備する

日本語でコミュニケーションと相互理解を深め、人生を豊かにする

日本語でともに生きる豊かな社会を創造する

☞ 中長期事業計画 2015-2019 ☜

事業内容・方針

日本語教育の学術研究を促進する

学術研究の質的向上をめざす
多様な研究者のニーズに対応する
学会として社会的研究課題に挑戦する

日本語教育の実践を促進する

教育実践の質的向上をめざす
多様な実践者のニーズに対応する
多様な学習者のニーズに対応する

日本語教育の情報交流を促進する

日本語教育の社会的認知を促す
日本語教育の社会的環境づくりをめざす
社会的課題の解決のために行動する

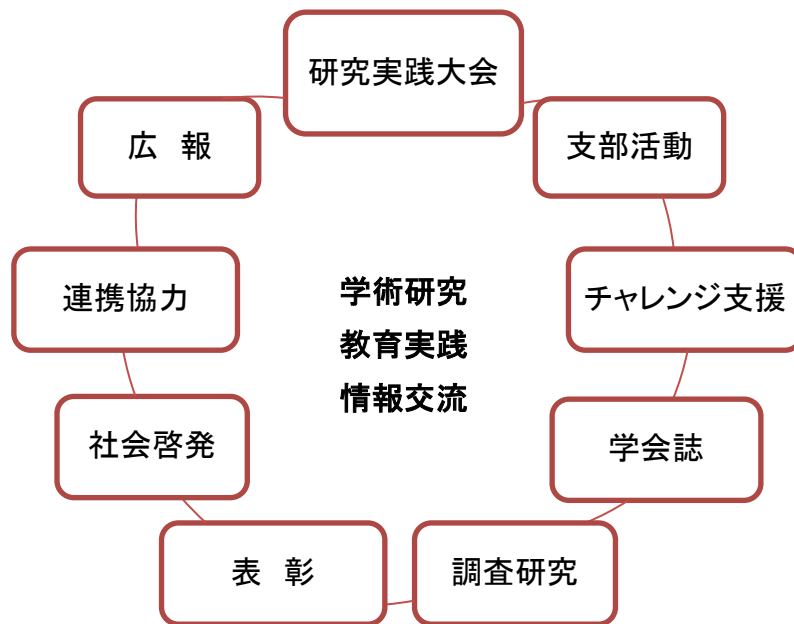
事業対象地域

日本国内外

事業対象者

日本語教育の研究者
日本語教育の実践者
日本語を学習する人、日本語を使用する人
日本語教育に関連する機関・団体
日本語教育の支援者
日本語教育に興味・関心をもつ人びと

事業の全体像



各事業名／所掌委員会／事業内容・方針

研究実践大会

日本語教育研究実践大会事業・大会委員会

学会の看板事業として位置づけるとともに、研究と実践の二本柱を強化します。多様な対象者の、それぞれのニーズに応える企画内容に再編成して、参加者の拡大を図ります。発表登録・事前参加登録受付のウェブシステム化及び予稿集のデジタル化を進めます。

支部活動

支部活動事業（新規）・支部活動委員会（新設）

より地域に根ざした日本語教育を普及・推進・活性化するために、新たに支部制を導入します。2017年度から研究集会事業から移行し、各支部の状況に合わせた活動を行います。

チャレンジ支援

チャレンジ支援事業（新規）・チャレンジ支援委員会（新設）

日本語教育学会の持続的発展のために、年齢や経験、業績にかかわらず、新規に日本語教育の研究や実践に取り組む人に対する支援・育成をめざします。2017年度から、教師研修事業が担ってきた内容は、改めて目標を設定して、大会・チャレンジ支援・支部活動等の各事業で行っていきます。

学会誌

学会誌等の刊行事業（略称「学会誌事業」）・学会誌委員会

日本語教育の学術研究を担う基幹事業として、引き続き研究の質的維持と採択率の向上をめざすとともに、時代の変化や多様なニーズへの対応として刊行物のデジタル化を推進し、デジタル化による研究成果の普及をめざします。

調査研究

調査研究事業・調査研究推進委員会

研究領域の拡大や学際的研究の増加に対応するために、調査研究のあり方については、自主・共同・受託などの形態に応じて、調査研究を促進します。

表彰

日本語教育の研究実践の表彰事業（略称「表彰事業」）・学会賞等候補者選考委員会、学会誌委員会

日本語教育の実践と研究の発展のため成果をあげ、貢献した会員・団体に対して、その業績を讃えて表彰・顕彰します。

社会啓発

社会啓発事業（新規）・社会啓発委員会（新設）

公益法人として、多様化する社会における日本語教育と学会に期待されている役割をさらに果たしていきます。

連携協力

連携協力事業・学会連携委員会、国際連携委員会ほか

本学会の定款上の目的である、日本と諸外国との相互理解及び日本と諸外国との学術交流の促進、並びに日本国内の学術研究及び教育実践交流を促進するために、日本国内外の学会や機関、団体との連携を強化します。

広報

広報事業・広報委員会

公益社団法人としての役割や機能を強化するために、新ロゴの策定及びウェブサイトのリニューアル、ウェブシステムの構築を行い、広報活動をさらに充実させます。

*各事業別の事業計画概要については、今後随時報告していきます。

補足説明

🔄 全体目標及び中長期事業計画を策定する上でのねらい

本学会の全体目標及び中長期事業計画を策定する上で、事業・組織・財政のあり方が繰り返し審議されました。これまで課題とされてきた様々な問題や、後述の公益性の観点から考慮をしながら、事業・組織・財政全体を見直していきました。その際にめざしたことは以下のとおりです。

1. 会員数及び事業参加者数の拡充

より開かれた公益性の高い事業、各事業対象者の多様なニーズに応える事業、次世代を担う研究者・実践者の育成につながる事業をめざす。

2. 事業間の役割分担・棲み分けの明確化・効率化

全国レベルの研究集会に成長した実践研究フォーラムと春秋の研究大会の重なりを調整するために研究大会を再編成し、「研究実践大会」として一本化する。研究と実践を対等に位置づける全国大会をめざす。さらに研究集会事業を「支部活動事業」へと移行させ、その役割を明確にする。

3. 共通課題に対する事業間の連携・協働

学会全体の課題であった研究と実践の連携、次世代を担う若手の育成、地域日本語教育の支援に取り組むために、新たに「チャレンジ支援事業」を発足させ、年齢や経験、業績にかかわらず、新規に研究や実践に取り組む人を応援する。実践能力を高める支援、実践者を研究者に育てる支援、研究者が新たな実践に取り組む際の支援、地域日本語教育を支える実践者の教材・教授面での支援等々を、相応の受益者負担で実施することに力をいれる。

4. 社会貢献度の高い事業の推進

理念体系の策定にあたり、2014年7月に代議員ほかを対象に実施したアンケート調査で、学会が取り組むべき事業として上位に浮上したのがアドボカシー（社会的課題に対する働きかけ）や社会貢献事業であった。これからの日本の社会づくりに日本語教育が果たすべき重要な役割を認識し、行動主体として社会に発言し行動する学会をめざす。

5. ウェブサイトのリニューアル

公益性のある事業（不特定多数の人の利益に資する事業）を促進するために重要なウェブサイトの本格的に刷新するとともに、事業の効率化や経費削減のために、各事業のデジタル化を進める。

6. 事業の収支バランス

- (1) 原則として各事業の独立採算性（各事業に配分される法人の運営管理費や事務局経費は除く）・受益者負担を実施するが、支出超でも実施すべき事業は、その理由を明確にした上で実施する。
- (2) デジタル化及び事務の効率化による事業支出の軽減を図る。
- (3) 寄附金収入をめざした魅力的な事業企画と広報活動、寄附金の受け皿づくりを行う。
- (4) 会員及び事業への参加者を増やすために、会費及び各種事業への参加費を見直す。今後の学会の新たな事業の推移と財政状況を見定め、2017年度までには一定の結論を出すべく審議を続ける。

7. 組織体制の強化

- (1) 組織体制の強化：常任理事・理事・各委員会委員長間の意思統一を図る工夫をする。
- (2) 理事事業担当制の導入：縦割りの委員会体制とは別に、事業を横断的にみる役割を理事が担う。
- (3) 支部制の導入：学会の支部活動を強化するための工夫をする（支部活動の項参照）。

8. 事業の対象者

本学会は、公益法人として、「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する公益目的事業」を主に行うことが定められている。今後は、会員向けの事業にとどまらずに、より広く公開された事業を展開することが期待されるが、各事業においては、日本語教育という専門領域における主な対象者を想定し、それぞれのニーズに対応した事業を実施していく。

理念体系がめざしたもの

本学会は、日本語教育に関係している教師や研究者の団体として、1962年6月に「外国人のための日本語教育学会」という名称で発足し、1977年3月に外務省、文部省（当時）共管の社団法人となりました。そして、2013年4月1日に公益社団法人に認定され移行しました。公益社団法人とは、2008年12月1日施行の「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づいて設立される法人です。会員相互の共益的な側面と社会貢献という公益的な側面をもって出発した本学会は、ここに改めて「公益目的事業」を行うことを主な目的とする団体として、再出発することを選択しました。

公益社団法人日本語教育学会となることの意義や公益目的事業の意味については、もとより公益認定の申請をする以前から理事会を中心に議論し申請に至ったわけですが、2013年4月に公益社団法人となり、改めて本学会の理念や将来像について学会全体で本格的な議論をするために、その準備として財政検討委員会、社会貢献検討委員会、日本語教育法制化推進委員会の3つの特別委員会が設置されました。各委員会では、学会の事業・組織・財政のあり方について再検討した結果、それぞれ答申・建議を会長に提出しました。3つの答申・最終報告書は2014年5月に本学会ウェブサイト公開しました。

3委員会からの報告をうけて、本学会では、2014年度の重点項目として、公益社団法人の活動の基盤整備のために、次の課題に取り組むことにしました。(1) 公益社団法人としての学会の使命(理念と社会的役割・責任・存在意義)を改めて確認し、その使命を果たすための理念体系を策定し公開すること。(2) 3委員会から提起された諸課題及び課題解決への提言を踏まえて、事業全体を縦断的・横断的視点で包括的に見直し、理念体系の裾野を形成する中長期事業計画を立てること。

以上のような経緯を経て、2014年5月に常任理事を中心に「特定課題プロジェクトチーム」を発足させ、「学会の理念体系を考える」プロジェクトに取り組んできました。代議員を始めとする会員の皆様からご意見をいただきながら検討した結果、昨年秋に本学会の使命(ミッション)、学会像(ビジョン)、全体目標(ゴール)の案を策定することができました。策定案は、意見交換会で会員に報告され、12月の理事会で承認されました。その後、それらの目標を達成するための事業の全体像及び各事業の中長期事業計画2015-2019(現時点では概要のみ)を理事・監事の意見を聞きながら策定しました。今後引き続き、新設事業を含めて事業計画の全貌を策定していきたいと考えています。

理念体系を構築する意義は、日本語教育に関する研究や教育の社会的意義や学会の進むべき方向性を学会全体と共有することができること、今後の学会活動の拠り所ができること、それによって事業全体が体系を成し、統一感が醸成されること、そして、各事業の位置づけや各事業間の関連性が明確になることです。さらに、本学会の活動についてわかりやすく表現し、広く社会に発信することは、日本語教育に対する社会的認知や理解を高めることにつながり、広報や寄附金集めなどの側面からも重要だと考えています。

🔄 理念体系の土台としたもの

本学会の理念体系を策定するにあたって土台としたものは、以下のものです。

1. 公益法人として遵守すべき事項（公益法人の認定基準）
 2. 本学会の定款
 3. 3つの特別委員会からの答申・報告書：上述のとおりです。
 4. アンケート調査の結果：理念体系の策定にあたり、2014年7月に代議員、役員、歴代会長・事務局長ほか79名を対象に理念体系の各項目について意見をききました。アンケートの結果は、2014年秋に開催した会員との意見交換会で詳しく報告しました。
- 1と2の内容については、以下のとおりです。

1. 公益法人として遵守すべき事項

公益法人が遵守すべき事項とは、公益法人として内閣府より認定を受ける際の認定基準となるもので、事業の公益性、事業の非営利性、組織の適正性、財務・事務処理の適正性・透明性、の4つの事項をいいます。中でも事業の公益性は、本学会が公益目的事業を行うことを法人の主たる目的（公益目的事業比率が全体の50%以上であること）としていることが問われるもので、事業を考える際の重要な要件となります。

公益目的事業とは、公益認定法第二条第四号別表に掲げられた 23 種類の事業の何れかであって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する事業のことで、その他、公益法人の社会的信用を害する恐れのある事業や、公益目的事業の支障となる収益事業を行わないことが定められています。本学会は、23種類の内、次の二つを選択して認定を受けました。【一. 学術及び科学技術の振興を目的とする事業】と【十五. 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業】です。さらに、公益目的事業のチェックポイントとして、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置づけるとともに、その目的を実現するために、事業の内容や手段が適切なものになっているかどうか審査されます。事業内容や手段の合目的性は、各事業によってチェックポイントが変わりますが、主に以下の点が審査されます。

- (1) 事業への参加の機会が一般に開かれていること(受益の機会の公開性)
- (2) 事業の質を確保するための方策があること
- (3) 審査・選考の公正性が確保されていること
- (4) 設定した事業目的が達成され、公開されていること

本学会の理念体系を策定し、事業全体を見直す際に、会員向けの事業を主たるものとせず、不特定多数の人の利益に寄与する事業を主とすること、また事業の「公開性」「公正性」を問うことは重要な観点となりました。

2. 本学会の定款

本学会の公益目的事業は、本学会の法的根拠である定款の「目的」の条項に定められています。理念体系を考える上でこの「目的及び事業」が前提となります。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、日本語を第一言語としない者に対する日本語教育の研究促進と振興を図り、もって我が国の教育・学術の発展並びに我が国と諸外国との相互理解及び学術の交流に寄与することを目的とする。

(事業)

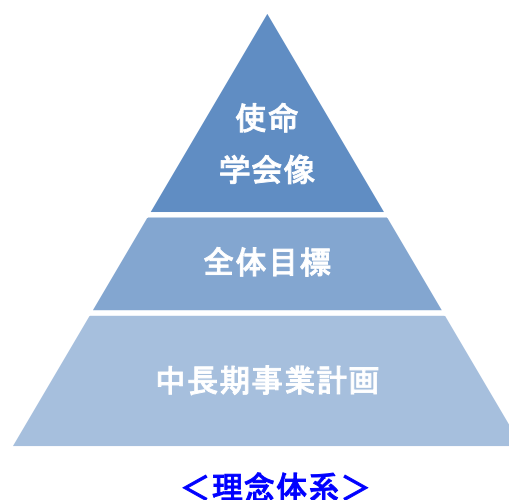
第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 日本語教育に関する研究会、研修会、講演会等の開催
- (2) 日本語教育に関する雑誌、資料集、学習参考書等の編集及び刊行
- (3) 日本語教育に関する調査・研究
- (4) 日本語教育に関する資料・情報等の収集、整理及び提供
- (5) 日本語能力及び日本語教育能力に関する試験についての分析・研究
- (6) 国内外の諸団体との日本語教育活動に関する連絡及び協力、並びにこれら諸団体との連携による国際会議の開催
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本国内及び海外において行うものとする。

すなわち、事業の目的は、日本の教育・学術の発展、日本と諸外国との相互理解、日本と諸外国との学術交流、に寄与することであり、事業領域は、日本語教育の研究の促進と、日本語教育の振興となります。

以上の観点を踏まえて、本学会の「目的」を、より具体的かつ体系的に表現し、その社会的役割を明確にする理念体系をめざしました。理念体系は、本学会の「使命（ミッション）」、「学会像（ビジョン）」、「全体目標（ゴール）」、そして、それらを達成するための「中長期的事業計画」の各項目で構成され、それらの関係は右図のようなピラミッドで示すことができます。それぞれの項目の説明について



ては、以下のとおりです。

理念体系の構成

使命（ミッション）

普遍的で抽象度が高く長期的な視点を示すものです。学会は何のために存在するのか、学会が果たすべき社会的役割、責任とは何か、最終的に達成したい根本的な目的は何か、といった内容です。「使命」は標語（スローガン）と、それを説明する表明文（使命の趣旨説明、ミッションステートメント）から構成されます。またそうした使命を果たすために、学会はどのような組織であるべきかを示す「学会像」（ビジョン）も含めています。

全体目標（ゴール）

本学会の使命を実現させるために、具体的に何をめざして何をするのか、をまとめた本学会が具体的にめざす目標です。目標は複数設定されており、事業・組織・財政のあり方を統合して全体目標を策定しています。

中長期事業計画

以上の全体像を見据えて、ピラミッドの一番下にくる中長期事業計画 2015-2019（5 年計画）を策定するために、①どのような事業をどのような方針で実施するのか、②事業の対象地域と主な対象者はだれか、③従来 of 事業を見直して、どのように事業を再編成するのかについて討議を重ね、最終的に中長期的視点に立った、④個別事業の目標・内容・方法を策定しました。この報告には、個別事業についてその要旨のみ掲載しています。個別事業の目標・内容・方法等の詳細については、今後も引き続き検討・策定し、しかるべき方法で会員の皆様と共有していく所存です。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

以上